

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 使用料（第12条関係）		別表第1 使用料（第12条関係）	
港湾施設	金額	港湾施設	金額
泊地及び水面貯木場	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数30日までは、1日までごとに <u>65銭</u> （泊地を使用する外航船舶にあつては、60銭）</p> <p>(2) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>98銭</u> （泊地を使用する外航船舶にあつては、90銭）</p>	泊地及び水面貯木場	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数30日までは、1日までごとに <u>66銭</u> （泊地を使用する外航船舶にあつては、60銭）</p> <p>(2) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>99銭</u> （泊地を使用する外航船舶にあつては、90銭）</p>
岸壁に附属する係留を補助するため の動力装置を使用しない場合	<p>総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 係留時間12時間までの場合 <u>5円11銭</u> （外航船舶にあつては、4円73銭）</p> <p>(2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>6円81銭</u> （外航船舶にあつては、6円30銭）</p> <p>(3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに<u>3円41銭</u>（外航船舶にあつては、3円15銭）を加えた額</p>	岸壁に附属する係留を補助するため の動力装置を使用しない場合	<p>総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 係留時間12時間までの場合 <u>5円21銭</u> （外航船舶にあつては、4円73銭）</p> <p>(2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>6円93銭</u> （外航船舶にあつては、6円30銭）</p> <p>(3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに<u>3円47銭</u>（外航船舶にあつては、3円15銭）を加えた額</p>
岸壁に附	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した	岸壁に附	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した

	属する係留を補助するための動力装置を使用する場合	金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 <u>5円94銭</u> (2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>7円64銭</u> (3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに <u>3円82銭</u> を加えた額
係船浮標		係留時間24時間までごとに、次の区分による金額とする。 (1) 総トン数3,000トン未満 <u>4,104円</u> (外航船舶にあつては、3,800円) (2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満 <u>6,480円</u> (外航船舶にあつては、6,000円) (3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満 <u>9,828円</u> (外航船舶にあつては、9,100円) (4) 総トン数10,000トン以上 <u>16,416円</u> (外航船舶にあつては、15,200円)
軌道走行式荷役機械		使用時間30分までごとに <u>30,747円</u>
上屋		1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあつてはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>140円40銭</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあつては1日までごとにコンセント1口ごとに <u>2,664円</u> 及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。

	属する係留を補助するための動力装置を使用する場合	金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 <u>6円5銭</u> (2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>7円78銭</u> (3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに <u>3円90銭</u> を加えた額
係船浮標		係留時間24時間までごとに、次の区分による金額とする。 (1) 総トン数3,000トン未満 <u>4,180円</u> (外航船舶にあつては、3,800円) (2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満 <u>6,600円</u> (外航船舶にあつては、6,000円) (3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満 <u>10,010円</u> (外航船舶にあつては、9,100円) (4) 総トン数10,000トン以上 <u>16,720円</u> (外航船舶にあつては、15,200円)
軌道走行式荷役機械		使用時間30分までごとに <u>31,317円</u>
上屋		1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあつてはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>143円</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあつては1日までごとにコンセント1口ごとに <u>2,713円</u> 及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。

			<p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円20銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>32円40銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>48円60銭</u></p>
野積場	舗装したもの	コンテナ専用以外のもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>3円24銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>3円89銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>4円54銭</u></p>
		コンテナ専用	<p>1日までごとに次の区分により計算した金額の合計額（冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては、1日までごとにコンセント1口ごとに<u>2,664円</u>及び電気料金を当該合計額に加えた額）並びに荷役機械用コンセント設備を使用する場合にあっては、1月までごとに<u>97,716円</u>及び電気料金とする。</p> <p>(1) 長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに <u>51円84銭</u></p> <p>(2) 長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに <u>103円68銭</u></p>
	舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>	

			<p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円50銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>33円</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>49円50銭</u></p>
野積場	舗装したもの	コンテナ専用以外のもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>3円30銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>3円96銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>4円62銭</u></p>
		コンテナ専用	<p>1日までごとに次の区分により計算した金額の合計額（冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては、1日までごとにコンセント1口ごとに<u>2,713円</u>及び電気料金を当該合計額に加えた額）並びに荷役機械用コンセント設備を使用する場合にあっては、1月までごとに<u>99,525円</u>及び電気料金とする。</p> <p>(1) 長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに <u>52円80銭</u></p> <p>(2) 長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに <u>105円60銭</u></p>
	舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>	

		<p style="text-align: right;"><u>1 円62銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>2 円43銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円24銭</u></p>
陸上貯木場	舗装したもの	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>3 円24銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円89銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>4 円54銭</u></p>
	舗装しないもの	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>1 円62銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>2 円43銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円24銭</u></p>
船舶のための給水施設		<p>給水 1 トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 執務時間内 水道料金に<u>162円</u> (外航船舶にあつては、150円) を加えた額</p> <p>(2) [略]</p>

[略]

		<p style="text-align: right;"><u>1 円65銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>2 円48銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円30銭</u></p>
陸上貯木場	舗装したもの	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>3 円30銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円96銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>4 円62銭</u></p>
	舗装しないもの	<p>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>1 円65銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>2 円48銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数 1 日</u>までごとに <u>3 円30銭</u></p>
船舶のための給水施設		<p>給水 1 トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 執務時間内 水道料金に<u>165円</u> (外航船舶にあつては、150円) を加えた額</p> <p>(2) [略]</p>

[略]

別表第2 占用料（第12条関係）

区 分		金 額	
工作物	[略]		
を設置する場合	その他 の工作物	1月までごとに1平方メートルまでごとに (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、 <u>108円</u>)	100円
工作物を設置しない場合		1月までごとに1平方メートルまでごとに (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、 <u>108円</u>)	100円

[略]

別表第3 使用料又は利用料金の上限額（第12条、第16条の3関係）

港湾施設		金 額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>6,380円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>324円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>3,190円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>162円</u>)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>3,140円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>152円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>1,570円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>76円</u>)
港湾管理事務所	一般	1時間までごとに	<u>864円</u>
	生徒及び学生	1時間までごとに	<u>432円</u>

別表第2 占用料（第12条関係）

区 分		金 額	
工作物	[略]		
を設置する場合	その他 の工作物	1月までごとに1平方メートルまでごとに (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、 <u>110円</u>)	100円
工作物を設置しない場合		1月までごとに1平方メートルまでごとに (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、 <u>110円</u>)	100円

[略]

別表第3 使用料又は利用料金の上限額（第12条、第16条の3関係）

港湾施設		金 額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>6,490円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>330円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>3,245円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>165円</u>)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>3,190円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>154円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>1,595円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあつては、1日までごとに <u>77円</u>)
港湾管理事務所	一般	1時間までごとに	<u>880円</u>
	生徒及び学生	1時間までごとに	<u>440円</u>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。